

志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託  
公募型プロポーザル方式提案書作成要領及び審査基準

**【作成要領及び審査基準】**

別紙「志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託仕様書」に基づき、下記事項について提案してください。また、仕様書に記載がなくても提案した方が良いと思われる事項については、積極的に提案してください。なお、提案書は、下記の項目の順番どおりに作成してください。

記

**1. 会社の概要**

会社概要（様式1-2）※副本は社名・所在地・電話番号・FAX番号は記載しない。

設立年月日、支社及び支店、営業所の一覧、事業展開、従業員数、資本金、売上高、経常利益、その他参考事項

**2. 他自治体での受託実績及び効果**

類似業務受託実績表（様式1-3）※副本は社名・所在地・電話番号・FAX番号は記載しない。

添付書類は不要

- ①【5点】（ア）検針業務、窓口業務、徴収（請求を含む。）業務、滞納整理業務（給水停止を含む。）、閉開栓等業務を一括して受託した自治体名、受託開始年月、給水人口、継続受託年数等
- ②【5点】（イ）（ア）の業務を受託したことにより達成した具体的な成果

**3. 本業務を受託するにあたる業務受託体制**

（ア）本業務を受託した場合の受託体制

- ③【5点】（a）会社全体としての本業務の受託体制
- ④【5点】（b）営業所の設置、車両等業務の受託体制
- （イ）業務別の人員配置計画
- ⑤【5点】（a）総配置人数（正社員数、検針員数、臨時職員数）
- ⑥【5点】（b）滞納整理業務（給水停止を含む。）に配置する人数（正社員数、臨時職員数）
- ⑦【5点】（c）検針業務に配置する人数（正社員数、検針員数、臨時職員数）
- ⑧【5点】（d）料金請求・収納業務及び閉開栓業務に配置する人数（正社員数、臨時職員数）  
※ 上記業務のうち1人の従業員が複数の業務に従事する場合は、具体的にどの業務をどのように兼務するかを明記
- ⑨【5点】（ウ）水道業務に精通している従業員の配置人数や、その職務及び経験年数
- ⑩【5点】（エ）従業員を新規採用する場合の採用方法や採用条件、募集する範囲、採用スケジュール等
- ⑪【5点】（オ）繁忙期（3月・4月）の受託体制（増員数や人員確保の方法）

#### 4. 危機管理能力、社員管理、社員教育

- ⑫【5点】(ア) 個人情報保護の対策
- ⑬【5点】(イ) 事故やトラブル発生時の危機管理対策（市との連絡や責任体制）
- ⑭【5点】(ウ) 公金の取扱や保管方法
- ⑮【5点】(エ) 従業員の労務管理
- ⑯【5点】(オ) 従業員の研修体制（法令、待遇、苦情処理等）及び研修スケジュール

#### 5. 業務執行計画

- ⑰【5点】(ア) 市との業務分担についての基本的な考え方
- ⑱【5点】(イ) 検針業務の執行計画
- ⑲【5点】(ウ) 料金請求・徴収業務の執行計画  
(エ) 滞納整理業務の執行計画
- ⑳【5点】(a) 未収金回収の計画（市内在住者、市外者、市外転出者などの対応）
- ㉑【5点】(b) 各年度末の上水道料金の未納額削減目標
- ㉒【5点】(オ) 給水停止業務の執行計画
- ㉓【5点】(カ) 閉開栓業務の執行計画
- ㉔【5点】(キ) メーター交換情報管理業務の執行計画
- ㉕【5点】(ク) 契約から業務開始までの引継計画（窓口業務、検針業務、料金請求・徴収業務、滞納整理業務、給水停止業務、閉開栓業務、その他関連業務）

#### 6. 業務遂行面での特徴、優位性

- ㉖【5点】(ア) 検針及び徴収等業務における業務改善提案(これまで蓄積したノウハウ活用案)
- ㉗【5点】(イ) 検針及び徴収等業務を受託するにあたり、優れている点（水道施設の災害時並びに渇水時の節水対策に伴う対応を含む。）

### 【評価方法】

#### 1. 提案評価点

①～㉗項目について、審査・採点します。各項目5点満点として、審査員一人当たり、5点×27項目＝135点とし、審査員6人の採点の合計を提案評価点とする。提案評価点の満点は135点×6人＝810点とする。

#### 2. 受託候補者の決定

- (ア) 「1. 提案評価点」の最上位者を受託候補者とする。同点の場合は見積金額の低い参加者を受託候補者とする。見積額も同じ場合は、委員長の決するところとする。
- (イ) 受託候補者との契約交渉が不調となった場合に備え、補欠者を決定する。
- (ウ) 参加者が1者の場合は、その者の提案評価点が486点（3点×27項目×6人）を超えていれば受託候補者とする。